

令和7年 第1回

龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会

令和7年2月6日(木)15時から
市役所本庁舎5階 第1委員会室

次 第

1 開会

2 議事

(1) 情報公開制度における非開示情報の整理

(2) その他

3 閉会

情報公開制度における非開示情報の整理

《整理の方向性》

非開示情報に関する規定内容について法令と条例を比較すると、下表1のとおり齟齬はないものの、今後は市民に分かりやすく、また制度運用する職員が解釈しやすい規定を整備していきたいと考えている。
 そのため、次ページ表2のとおり、現行条例の非開示情報を整理していく。

《表1:条文と非開示情報に該当する情報区分》

	国:行政機関の保有する情報の公開に関する法律(第5条)	市:龍ヶ崎市情報公開条例(第9条)
主文	行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。	実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしないことができる。
非開示情報に該当する情報区分	—	法令により公開できない情報
	個人に関する情報	個人に関する情報
	匿名加工情報の非開示部分の情報	—
	法人に関する情報	法人に関する情報
	国の安全等に関する情報	国等との協力関係を著しく損なう恐れのある情報
	公共の安全等に関する情報	公共の安全等に関する情報(人の生命・身体・財産を害する情報も含む)
	審議・検討等の情報	意思決定過程情報
	事務事業に関する情報	事務事業に関する情報

《表2:法令および条例の非開示情報の規定》

※青の網掛け部分は、法令の規定と比較し、表現に差異がある又は明文化されていない部分を表す。

		行政機関の保有する情報の公開に関する法律(第5条)		龍ヶ崎市情報公開条例(第9条)	
		主文	行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を 開示しなければならない。	実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の 公開をしないことができる。	
No.	情報区分	開示または非開示	規定文		
1	法令秘	非開示情報	独立した法令秘の規定なし	(1) 法令の規定により明らかに公開することができないとされている情報	
2	個人に関する情報	不開示情報	個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより特定の個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	
3		開示情報	イ 法令の規定により又は慣行として 公にされ、又は公にすることが予定されている情報	ア 法令の規定により 何人でも閲覧することができる とされている情報 イ 公表することを目的として 実施機関が作成し、又は取得した情報 エ 法令の規定に基づく許可、免許、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、 公開することが公益上必要であると認められるもの	
4		開示情報	ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報	情報公開条例第9条第2号(エ)「法令の規定に基づく許可、免許、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの」に含まれる。	
5		開示情報	ハ 当該個人が公務員等 (国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報が その職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分	ウ 公務員の職務の遂行に係る情報 に含まれる当該公務員の職及び氏名に関する情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの	
6		匿名加工情報	非開示情報	個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号	
7	法人情報	非開示情報	法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。	(3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、 公開することにより当該法人等又は当該個人に不利益を与えることが明らかであると認められるもの。ただし、当該法人等又は当該個人の事業活動によって生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活の侵害から保護するため、公開することが必要であると認められるものを除く。	
8		非開示情報	イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の 権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの		
9		非開示情報	ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの	情報公開条例第9条第3号「公開することにより当該法人等又は個人に不利益を与えることが明らかであると認められるもの」に含まれる。	

《表2:法令および条例の非開示情報の規定》

※青の網掛け部分は、法令の規定と比較し、表現に差異がある又は明文化されていない部分を表す。

		行政機関の保有する情報の公開に関する法律(第5条)		龍ヶ崎市情報公開条例(第9条)
		主文	行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を 開示しなければならない 。	実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の 公開をしないことができる 。
No.	情報区分	開示または非開示	規定文	
10	国際関係	非開示情報	公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、 他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ 又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報	(4) 国又は他の地方公共団体(以下「国等」という。)との協議、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、 公開することにより国等との協力関係を著しく損なうおそれのあるもの
11	審議・検討・協議	非開示情報	国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の 内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報 であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの	(5) 実施機関の 内部若しくは相互間又は実施機関と国等の機関との間における審議、調査、検討等の意思決定過程の情報 であって、公開することにより公正又は適正な意思決定に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの
12	事務事業	非開示情報	国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う 事務又は事業に関する情報 であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの	(6) 監査、検査、契約、試験、人事管理、交渉若しくは争訟等実施機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報 であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより当該事務又は事業の公正又は適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの
13		非開示情報	イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務 に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ	
14		非開示情報	ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務 に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ	
15		非開示情報	ハ 調査研究に係る事務 に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ	
16		非開示情報	ニ 人事管理に係る事務 に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ	
17	非開示情報	ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業 に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ		
18	安全・秩序の維持	非開示情報	公にすることにより、 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報	(7) 公開することにより、 人の生命、身体及び財産の保護並びに犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報 であって、実施機関が公開しないことが適当であると認めたもの



龍ヶ崎市(条例)の規定



国(法律)の規定

《参考：主文および非開示情報に関する国・県・県内自治体(市)の主な規定状況》

【開示の義務規定】

○主文の規定内容

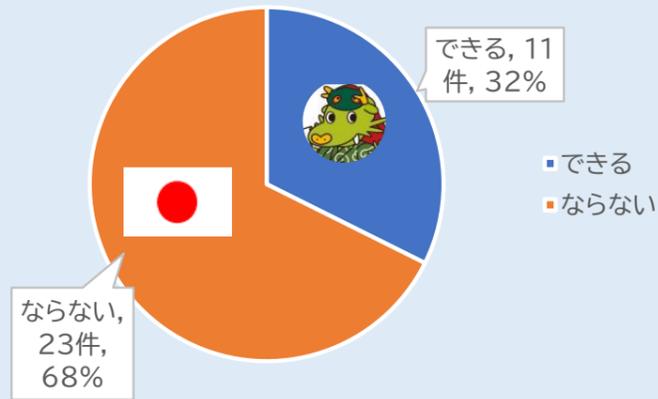
■できる

いずれかに該当する情報については、公開しないことができる

■ならない

いずれかに該当する場合を除き、開示しなければならない

義務規定

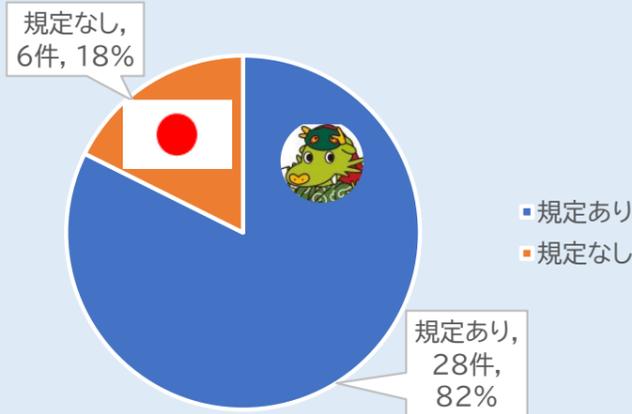


【法令秘に関する規定】

○法令秘に関して独立した規定があるか否か

法令の規程により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

法令秘

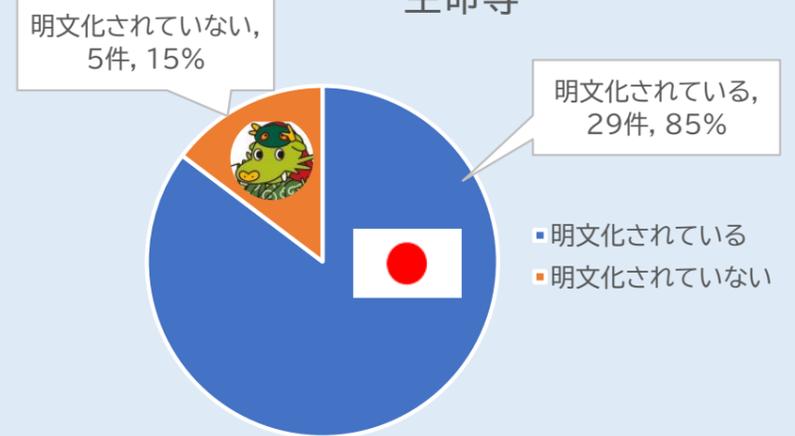


【生命等に関する規定】

○個人に関する情報のうち、公開するものの例外規定として以下の規定が明文化されているか

人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

生命等

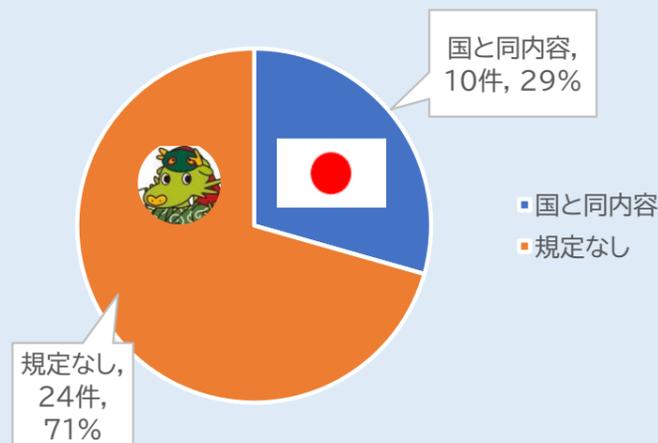


【個人に関する情報のうち匿名加工情報に関する規定】

○個人に関する情報から除かれる情報のうち、以下の規定があるか否か

行政機関等匿名加工情報又は当該情報を作成するために用いた保有個人情報ファイルから個人情報もしくは個人識別符号を除いた情報

匿名加工

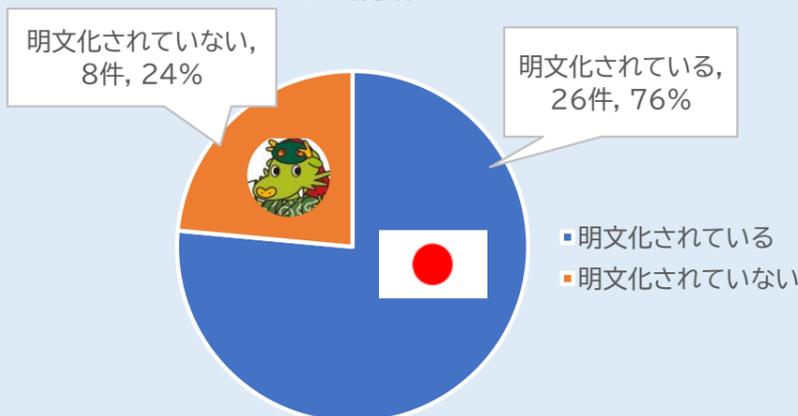


【法人情報に関する規定】

○法人に関する情報に該当する情報のうち、以下の規定が明文化されているか

行政機関等の要請を受けて、公しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

法人情報

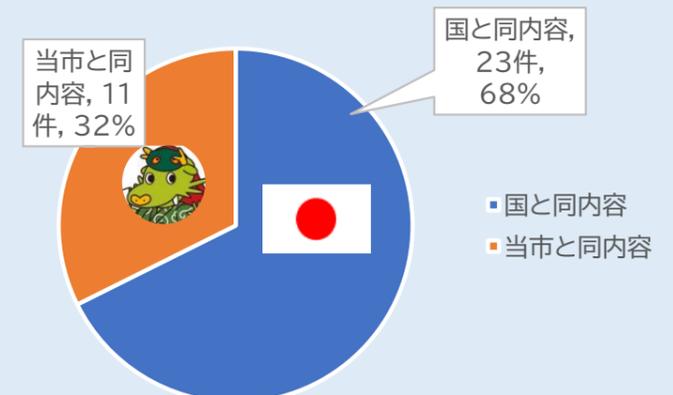


【事務事業に関する規定】

○事務事業に関する規程内容の違い

当市は、「監査、検査、契約、試験、人事管理、交渉若しくは争訟等実施機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報」と事務事業について網羅的に規定しているが、法律では、それぞれ細分化し規定している

事務事業



(令和 7 年 2 月 6 日)

龍ヶ崎市個人情報安全管理措置規程
の策定について

龍ヶ崎市保有個人情報安全管理措置規程（案）

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 管理体制（第3条—第7条）

第3章 教育研修（第8条）

第4章 職員等の責務（第9条）

第5章 保有個人情報の取扱い（第10条—第17条）

第6章 情報システムにおける安全等の確保（第18条—第32条）

第7章 電算室等の安全管理（第33条）

第8章 保有個人情報の提供及び業務の委託等（第34条・第35条）

第9章 サイバーセキュリティの確保及び安全管理上の問題への対応（第36条—第39条）

第10章 監査及び点検の実施（第40条—第43条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、本市の保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）に関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第66条第1項に規定する保有個人情報の安全管理のために必要な措置について定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程における用語は、法において使用する用語の例による。

第2章 管理体制

（総括管理者）

第3条 保有個人情報の管理に関する事務を統括するため、龍ヶ崎市長が管理する個人情報の保護に関する規則（令和5年規則第23号。以下「規則」という。）第3条第1項第1号に定める個人情報保護統括管理者（以下「統括管理者」という。）を置く。

- 2 統括管理者は、総合政策部長をもって充てる。
- 3 統括管理者は、本市における保有個人情報の管理に関する事務を総括する。

(保護管理者)

第4条 龍ヶ崎市行政組織規則(平成15年龍ヶ崎市規則第3号。以下「組織規則」という。)第2条第1項に規定する課、龍ヶ崎市会計管理者の補助組織設置規則(昭和63年龍ヶ崎市規則第11号)第2条第1項に規定する会計課並びに組織規則別表第2に規定する八原保育所、西部出張所、東部出張所及び市民窓口ステーション(以下「各課等」という。)における保有個人情報の適切な管理を確保するため、規則第3条第1項第2号に定める個人情報保護管理者(以下「保護管理者」という。)を置く。

- 2 保護管理者には、各課等の長をもって充てる。
- 3 保護管理者は、各課等における保有個人情報の管理に関する事務を総括する。
- 4 保護管理者は、保有個人情報を情報システムで取り扱う場合は、当該情報システムの管理者と連携し、前項の事務に当たる。

(保護担当者)

第5条 各課等に規則第3条第2項に定める個人情報保護担当者(以下「保護担当者」という。)を置く。

- 2 保護担当者は、組織規則第4条第3号第1項に規定する総括整理することを命じられた課長補佐をもって充てる。
- 3 保護担当者は、保護管理者を補佐し、各課等における保有個人情報の管理に関する事務を行う。

(監査責任者)

第6条 保有個人情報の管理の状況について監査するため、規則第3条第3項第1号に定める監査責任者を置く。

- 2 監査責任者は、総合政策部デジタル都市推進課長をもって充てる。

(保有個人情報の適切な管理のための会議)

第7条 統括管理者は、保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡、調整等を行うため必要があると認めるときは規則第

3条第3項第2号に規定する会議において、審議又は報告をする。

- 2 統括管理者は、必要に応じて前項の会議に情報セキュリティ等について専門的な知識及び経験を有する者の参加を要請することができる。

第3章 教育研修

(職員等への教育研修の実施)

第8条 統括管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を含む。以下「職員等」という。)に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、保有個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

- 2 統括管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。

- 3 統括管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、各課等における保有個人情報の適切な管理のための教育研修を定期的に行う。

- 4 保護管理者は、職員等に対し、保有個人情報の適切な管理のため、統括管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

第4章 職員等の責務

(職員等の責務)

第9条 職員等は、法の趣旨にのっとり、関連する法令及び規程等の定め並びに統括管理者、保護管理者及び保護担当者(以下「統括管理者等」という。)の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

第5章 保有個人情報の取扱い

(アクセス制限)

第10条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容(個

人識別の容易性（匿名化の程度等）、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度などを考慮する。以下同じ。）に応じて、当該保有個人情報にアクセス（紙に記録されている保有個人情報を取扱う行為を含む。以下同じ。）する権限を有する職員の範囲と権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。

- 2 前項のアクセス権限を有しない職員等は、保有個人情報にアクセスしてはならない。
- 3 職員等は、第1項に規定するアクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。

（複製等の制限）

第11条 保護管理者は、職員等が業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定し、職員等は、保護管理者の指示に従うものとする。

（1） 保有個人情報の複製

（2） 保有個人情報の送信

（3） 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し

（4） その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

（誤りの訂正等）

第12条 職員等は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正、追加又は削除を行う。

（媒体の管理等）

第13条 職員等は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、当該媒体の金庫への保管、保管場所の施錠等の保有個人情報の漏えい等を防止するための措置を

講ずるものとする。

- 2 職員等は、保有個人情報が記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、保護管理者の指示に従い、原則として、パスワード、ICカード、生体情報等（以下「パスワード等」という。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

（誤送付等の防止）

- 第14条 職員等は、保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送付、誤交付、誤送信又は市公式ホームページ等のウェブサイト及びSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等への誤掲載を防止するため、個別の事務又は事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員等による確認やチェックリストの活用等必要な措置を講ずるものとする。

（廃棄等）

- 第15条 職員等は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末機器及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

- 2 保有個人情報の消去又は保有個人情報が記録されている媒体の廃棄を委託する場合（委託先が再委託する場合以降同じ。）には、必要に応じて職員等が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。

（保有個人情報の取扱状況の記録）

- 第16条 保護管理者は、当該保有個人情報の保管等の取扱いの状況を把握するため、法第75条第1項及び規則第4条第1項から第3項までに定める個人情報ファイル簿を整備して記録するものとする。

(外的環境の把握)

第17条 保有個人情報、外国において取り扱われる場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する措置は、民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合においてはクラウドサービス提供事業者が外国に所在する場合及び個人データが保存されるサーバが外国に所在する場合にも同様とする。

第6章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第18条 情報システム(龍ヶ崎市情報セキュリティ規則(平成15年龍ヶ崎市規則第24号)第2条第3号に規定する情報システムをいう。)及び情報システム機器(龍ヶ崎市情報セキュリティ対策に関する規程(平成27年龍ヶ崎市訓令第14号)第2条第6号に規定する情報システム機器をいう。以下「セキュリティ規程」という。)等(各課等で個別に開発又は調達したもの。)を取り扱う部署の保護管理者(以下「システム保護管理者」という。)は、保有個人情報(情報システムで取り扱うものに限る。以下第35条を除き、この章及び次章において同じ。)の秘匿性等その内容に応じて、認証機能を設定し、当該保有個人情報へのアクセスを制御するために必要な措置を講ずるものとする。

2 システム保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備するとともに、パスワード等の読取防止を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス記録)

第19条 システム保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録(以下「アクセス記録」という。)を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずるものとする。

2 システム保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス状況の監視)

第20条 システム保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報への不適切なアクセスの監視のため、アクセス記録又は操作記録等の定期的な点検又は分析する等、必要な措置を講ずるものとする。

(管理者権限の設定)

第21条 システム保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずる。

(外部からの不正アクセスの防止)

第22条 システム保護管理者は、アクセス権限を有しない者が外部から保有個人情報を取り扱う情報システムの内部へ侵入を行う行為(以下「不正アクセス」という。)を防止するため、ファイアウォール等の外部の通信回線(以下「ネットワーク」という。)からの不正アクセスを制御する仕組みの設定による経路制御等の必要な措置を講ずるものとする。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第23条 システム保護管理者は、情報システムに害悪な動作をさせるデータ(以下「不正プログラム」という。)による保有個人情報の漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置(導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。)を講ずるものとする。

(情報システムにおける保有個人情報の処理)

第24条 職員等は、保有個人情報について、一時的に加工等の処理を行うため複製を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去するものとする。

2 前項の場合において、保護管理者は、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、随時、**利用状況等**を確認するものとする。

(暗号化等)

第25条 **システム保護管理者**は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その暗号化のために必要な措置を講ずるものとする。

2 職員等は、前項の措置を踏まえ、その処理する保有個人情報について、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化又はパスワードの付与を行うものとする。

(記録機能を有する外部電磁的記録媒体の接続制限)

第26条 **システム保護管理者**は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報の漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する外部の電磁的記録媒体の情報システム端末への接続の制限(当該機器の更新への対応を含む。)等の必要な措置を講ずるものとする。

(端末機器の限定)

第27条 **システム保護管理者**は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報の処理を行う端末機器を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

(端末機器の盗難防止等)

第28条 **システム保護管理者**は、端末機器の盗難又は紛失の防止のため、端末機器の固定、保管庫又は執務室の施錠等の必要な措置を講ずるものとする。

2 職員等は、**システム保護管理者**が必要と認めるときを除き、端末機器を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。

(第三者の閲覧防止)

第29条 職員等は、端末機器の使用に当たっては、保有個人情報が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフ(情報システムの利用を終了すること

をいう。)を行うことを徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。

(入力情報の照合等)

第30条 職員等は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、当該情報システムに入力する元となる申請書等と当該情報システムに入力する内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行うものとする。

(バックアップ)

第31条 システム保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、他の電磁的記録媒体にバックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム設計書等の管理)

第32条 システム保護管理者は、保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について関係課以外に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずるものとする。

第7章 電算室等の安全管理

(入退管理)

第33条 保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する電算室等の安全管理は、セキュリティ規程第18条を準用する。

第8章 保有個人情報の提供及び業務の委託等

(保有個人情報の提供)

第34条 保護管理者は、法第69条第2項第3号及び第4号の規定により、行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第70条の規定に基づき、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすものとする。

2 保護管理者は、法第69条第2項第3号及び第4号の規定に

より、行政機関等以外のものに保有個人情報を提供する場合には、法第70条の規定により、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる。

- 3 保護管理者は、法第69条第2項第3号の規定により、他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、法第70条の規定により、前2項に規定する措置を講ずるものとする。

(業務の委託等)

第35条 個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しないものを選定することがないように、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、契約書等に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

(1) 個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務

(2) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下本項及び第4項において同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項。

(3) 個人情報の複製等の制限に関する事項

(4) 個人情報の安全管理措置に関する事項

(5) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

(6) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

(7) 法令等及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

(8) 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項

- 2 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。
- 3 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における責任者及び業務従事者の作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、実地検査又は書面による報告により確認することができる。
- 4 委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項に規定する措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項に規定する措置を講ずるものとする。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 5 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。
- 6 保有個人情報を提供し、又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるものとする。

第9章 サイバーセキュリティの確保及び安全管理上の問題への対応

(サイバーセキュリティに関する対策の基準等)

第36条 保護管理者は、個人情報を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用するにあたっては、職務の遂行にお

いて使用する情報資産を保護するために、次の法令のほか関係法令を遵守し、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正なサイバーセキュリティの水準を確保（情報の機密性、完全性及び可用性を確保することをいう。）するものとする。

（１）地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）

（２）著作権法（昭和４５年法律第４号）

（３）不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成１１年法律第１２８号）

（４）個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）

（５）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）

（６）サイバーセキュリティ基本法（平成２６年法律第１０４号）

（事案の報告及び再発防止措置）

第３７条 保有個人情報の漏えい等安全管理の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員等は、直ちに「龍ヶ崎市情報セキュリティ事故等対応手順書」に基づき対応を行うものとする。

（法に基づく報告及び通知）

第３８条 個人情報の漏えい等が生じた場合であって法第６８条第１項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第２項の規定による本人への通知を要する場合には、前条で定める事項と並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、個人情報保護委員会による事案の把握等に協力する。

（公表等）

第３９条 保護管理者は、法第６８条第１項の規定による報告及び同条第２項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への対応等の措置を講ずるものとする。

２ 公表を行う漏えい等が発生したとき、個人情報保護に関連す

る法令、関係例規等に対する違反があったとき、委託先において個人情報の適切な管理に関する契約条項等に対する違反があったとき等、市民の不安を招きかねない事案が発生し、公表を行う場合には、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会事務局に情報提供を行うものとする。

第10章 監査及び点検の実施

(監査)

第40条 監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、第2章から前章までに規定する措置の状況を含む各課等における保有個人情報の管理の状況について、定期及び必要に応じ随時に監査を行い、その結果を統括管理者に報告するものとする。

(点検)

第41条 保護管理者は、各課等における保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を統括管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第42条 統括管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

(委任)

第43条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。